

安来市火薬類取締法審査基準

安来市消防本部

(令和2年4月1日制定)

(令和3年4月5日改定)

(令和4年4月1日改訂)

(令和8年4月1日改訂)

目 次

| | 頁 |
|--------------------------|-------|
| 第 1 章 総則 | |
| 第 1 はじめに | 2 |
| 第 2 用語 | 2 |
| 第 3 許認可等手続き基準 | 2 ~ 4 |
| | |
| 第 2 章 指示申請 | |
| 第 1 火薬庫外火薬類貯蔵所の指示申請 | 5 |
| | |
| 第 3 章 許可申請 | |
| 第 1 譲渡・譲受 | 6 |
| 第 2 消費 | 6 ~ 8 |
| 第 3 廃棄 | 8 |
| | |
| 第 4 章 その他の申請 | |
| 第 1 許可証の書換え | 9 |
| 第 2 許可証の再交付 | 9 |
| 第 3 火薬類保安教育計画の制定又は変更の認可 | 9 |
| 第 4 火薬類保安教育計画者の指定の取消 | 9 |

第1章 総則

第1 はじめに

行政庁の処分、行政指導及び届出に関する手続に関し共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とした行政手続法が、平成5年11月12日に公布され、平成6年10月1日から施行された。

また、島根県知事から火薬類取締法に係る事務・権限の一部が平成9年4月に安来市に移譲された。

この権限移譲された火薬類取締法に規定する火薬類に係る許認可事務において、行政手続法の目的主旨にのっとり、申請等が許認可等の要件に適合しているか判断するための具体的な基準（審査基準）及び申請から処分に要する標準的な期間（標準処理期間）を定め公表するものとする。

第2 用語

1 法令名等の略称

- (1) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）は、以下「法」という。
- (2) 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）は、以下「政令」という。
- (3) 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）は、以下「規則」という。
- (4) 火薬類取締法施行規則関係例示基準（火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（令和3年20210215保局第1号））は、以下「例示基準」という。
- (5) 島根県火薬類取締法施行細則（昭和61年島根県規則第63号）は、以下「県細則」という。
- (6) 安来市火薬類取締法施行細則（令和元年安来市規則第15号）は、以下「市細則」という。
- (7) 安来市火災予防条例（平成16年安来市条例第226号）は、以下「条例」という。

第3 許認可等手続き基準

1 各申請等手続き

| 手続き | 項目 | 内容 | 根拠条文 | 提出部数 |
|-----|------|---------------------------------|--------------|------|
| 指示 | 庫外貯蔵 | 火薬庫外での貯蔵 (規則第15条表(5)から(7)のみ) | 法第11条第1項ただし書 | 2部 |
| 許可 | 譲渡 | 火薬類を譲り渡す場合 | 法第17条第1項 | 3部 |
| | 譲受 | 火薬類を譲り受ける場合 | | |
| | 消費 | 火薬類を爆発、燃焼させる場合 | 法第25条第1項 | 3部 |
| | 廃棄 | 火薬類を廃棄する場合 | 法第27条第1項 | |
| 書換え | 譲渡 | 許可証の記載事項に変更がある場合 | 法第17条第7項 | 3部 |
| | 譲受 | | | |
| 再交付 | 譲渡 | 許可証を喪失し、汚損し、又は盗取された場合 | 法第17条第8項 | 2部 |
| | 譲受 | | | |

| | | | | |
|----|------------|---|-------------------------------------|-----|
| 認可 | 保安教育計画又は変更 | 法第 29 条第 4 項の規定により指定された消費者が保安教育を計画又は変更する場合 | 法第 29 条第 5 項 | 2 部 |
| 取消 | 保安教育計画者指定 | 法第 29 条第 4 項の規定により指定された消費者が指定の要件を欠くに至ったと認める場合 | 規則第 67 条の 7 第 4 項 市細則第 11 条第 3 項 | 2 部 |

2 各届出等手続き

| 項目 | 内容 | 根拠条文 | 提出部数 |
|-------------------------|---|------------------------------|------|
| 火薬類消費計画書 | 消費又は譲受・消費許可申請を受けようとする場合 | 規則第 48 条第 1 項 又は第 90 条の 2 | 3 部 |
| 火薬類取扱保安責任者等選任（解任）届出書 | 法第 30 条第 2 項で規定する消費者が、取扱保安責任者等を選任又は解任する場合 | 法第 30 条第 3 項及び法第 33 条第 2 項 | 2 部 |
| 火薬類消費・廃棄許可申請書等記載事項変更届出書 | 許可申請書の記載事項に変更がある場合 | 規則第 81 条の 14 第一欄 11 及び 14 | 3 部 |
| 火薬類消費報告書 | 火薬類の消費に係る報告をする場合 | 規則第 81 条の 14 第一欄 12 | 2 部 |
| 火薬類安定度試験結果報告書 | 火薬類を輸入又は製造し、その安定度試験を実施した場合 | 法第 36 条第 1 項 | 2 部 |
| 火薬類事故報告書 | 火薬類について災害が発生したとき、又は、許可証を喪失し、又は盗取された場合 | 法第 46 条第 1 項 | 2 部 |
| 煙火の打上げ又は仕掛け届出書 | 一定数量以下の許可を要しない信号又は観賞用の煙火を消費する場合 | 条例第 45 条第 2 号 | 2 部 |

3 申請・手続きに係る標準事務処理期間

申請に基づき許認可等を行うために要する標準処理期間は下記のとおりとする。

| 申請区分 | 標準処理期間 | 期間起算日 | 期間終了日 | 備考 |
|-------------|--------|--------|----------------|---------------------|
| 火薬庫外貯蔵場所の指示 | 1 4 日間 | 申請日の翌日 | 指示書交付日又は通知書通知日 | 規則第 15 条表(5)から(7)のみ |
| 譲受又は譲渡許可 | 1 4 日間 | 申請日の翌日 | 許可証交付日又は通知書通知日 | 書換えを含む |
| 消費の許可 | 1 4 日間 | 申請日の翌日 | 許可証交付日又は通知書通知日 | |
| 廃棄の許可 | 1 4 日間 | 申請日の翌日 | 許可証交付日又は通知書通知日 | |
| 許可証再交付 | 1 4 日間 | 申請日の翌日 | 許可証交付日 | |
| 保安教育の認可 | 1 4 日間 | 申請日の翌日 | 認可証交付日又は通知書通知日 | 変更の認可含む |

備考

(1) 標準処理期間の算定日数には、次の日及び期間は含まない。

ア 土日、祝日、年末年始の閉庁日

- イ 当該申請を島根県公安委員会に意見照会する期間（意見照会書の送付日から意見書の到着日までをいう。）
- (2) 申請日とは、申請等を受領した日（受付印に記された受付日）をいう。
- (3) 交付日とは、許可証、認可証にあつては、許可又は認可年月日を示し、指示書、通知書にあつては、証書が申請者に交付できる状態になった日を示す。
- (4) 不許可等により、許可証等が交付できないときは、不許可等通知書の通知日を期間終了日とする。
- 4 許認可等の審査にあつては、法、政令、規則、県細則及び市細則並びに当該審査基準に規定するもののほか、「安来市火薬類取締法許認可等申請手続きの手引き」及び「安来市煙火消費の手引き」を参照すること。

第2章 火薬庫外火薬類貯蔵所の指示申請

第1 火薬庫外火薬類貯蔵所の指示（法第11条ただし書）

1 審査対象の火薬庫外火薬類貯蔵の区分（規則第15条）

表（5）：土木事業その他の事業のために消費する者

表（6）：がん具煙火を販売する者

表（7）：法令に基づく業務による消費者

2 種類及び数量について

映画製作事業は、規則第15条第1項の表第5号中「その他の事業」に含まれ、映画製作事業に要する煙火（がん具煙火を除く。）は、発煙筒、照明筒、発弾、砲弾、地雷等の特殊効果用煙火及び打揚煙火をいう。

3 規則第16条第3号に掲げる構造及び設備の技術上の基準については、例示基準によるほか以下のとおりとすること。

（1）規則第16条第3号本文の「坑道その他建築物以外の施設」とは、コンクリート製の構築物、ほら穴等が該当すること。

（2）規則第16条第3号イの「建築物」とは、土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するものをいい、火薬類の貯蔵専用に使われるものだけでなく、その他の用途と兼用するものも含む。ただし、兼用の場合は兼用部分を含む全体をいう。

（3）規則第16条第3号イの「建築物の構造」とは、鉄筋コンクリート造りの場合は厚さ10cm以上、コンクリートブロック造りの場合は厚さ12cm以上とすること。

（4）規則第16条第3号イの「これと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造」とは、次に掲げるものをいう。

ア 天井裏又は屋根に線径4mm以上、網目が5cm以下の金網を張り、かつ、金網は側面の壁に確実に緊結させること。

イ 側面の壁の外面には、厚さ2mm以上の鉄板を張り、鉄板を接ぐ場合には溶接又は内面ボルト締めとすること。

ウ 床の下面には、厚さ2mm以上の鉄板を張ること。（側面の壁が地盤面下まであり、かつ、基礎と一体となっているときは不要。）

（5）規則第16条第3号トの「責任者」とは、必ずしも火薬類取扱保安責任者免状を有する者等でなければならないものではない。また、「記録させる」とは、代表者がこれらの記録をすることに責任を有している趣旨である。

4 規則第16条第4号に掲げる構造及び設備の技術上の基準については、例示基準によるほか以下のとおりとすること。

（1）規則第16条第4号本文の「その他堅固な構造を有する設備」とは、容易に破壊できない構造を有する設備をいう。

（2）規則第16条第4号本文の「設備に収納して建築物に貯蔵する」場合の建築物は、常時人がいる現場事務所又は販売所とし、現場にある寄宿舍等とはしないこと。

（3）規則第16条第4号ロの「容易に持ち運びができない」とは、通常1人で持ち運びができないことをいい、床、壁等に堅固に固定されているものも含むこと。

第3章 許可申請

第1 譲渡・譲受（法第17条）

火薬類の譲渡又は譲受の目的が明らかであり、かつ、その譲渡又は譲受が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないこと。

- 1 譲渡・譲受とは、所有権が移転する場合をいい、その有償、無償を問わず、また現実の移転行為である「引渡し」とは、異なり概念的なものである。
- 2 火薬類譲受許可において、一の許可で複数の販売所から火薬類を譲り受けることは可能であること。
- 3 不用実包等の所有者が廃棄を製造業者又は販売業者に依頼する場合であって、かつ、当該依頼に基づく不用実包等の移動（製造業者等が廃棄の依頼を取り次ぐ場合の移動を含む。）について、不用実包等の廃棄を目的とするものであること及び所有権の移転を伴わないものであることが契約書その他の書面により明らかである場合は、譲渡・譲受には該当しない。
- 4 廃棄を前提とした猟銃用火薬等については、「けん銃等、猟銃又は古式銃砲に使用し又は使用させることを目的」としないため、それらに係る譲渡・譲受の許可については安来市長に申請しなければならない。

第2 消費（法第25条）

火薬類の爆発又は燃焼の目的、場所、日時、数量又は方法が適当であり、かつ、その爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないこと。

- 1 無許可消費
 - (1) 「理化学上の実験」とは、各種の学校、研究所、企業などにおいて物理学上あるいは化学上の研究目的のために行う実験をいう。学術研究、作業利用等の目的のため、実験計画に基づき、仮説を検証するために行うもので、玩弄、犯罪の準備等の行為と区別する。「理化学」とあるが、その応用科学である工学上の実験（爆発成型加工等）も含まれる。
 - (2) 「鳥獣の捕獲若しくは駆除」について、両者は火薬類を使用する直接目的がどこにあるかによって区別される。捕獲は、鳥獣を自己の支配下に置こうとし、駆除は、鳥獣を射止めたり追い払ったりすることであるが、多分に特定地区や一定の生活環境に出没する有害鳥獣を追い払うという目的を持つ。「駆逐」は、追い払うことを意味し、捕獲することは含まれないが、単に空包で追い払うだけに限定されている点で異なる。「駆逐」は「駆除」という概念の一態様である。
 - (3) 「射的練習」とは、クレー射撃の場合等をいう。
 - (4) 「法令に基づいて消費する場合」とは、警察官の銃弾発射（警察官職務執行法）がある。また、海賊多発海域で警備従事者が小銃を発射する場合（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法）も含まれる。
 - (5) 「非常災害の緊急措置」とは、例えば災害が急迫していて、出水のため堤防を爆破して、危険の少ないほうに奔流を導く等が考えられる。
 - (6) 規則第49条第4号に規定する「信号」とは、煙火の消費そのものが合図などの意思を伝達するものをいい、地盤面に衝撃を与えて振動を起こし、弾性波試験による地質調査を目的とするものまで含むものではなく、同条同号の信号の用に供するための煙火の消費には該当しない。
 - (7) 規則第49条第4号の2の「映画若しくは放送番組の製作」とは、映画、テレビ番組の本番撮影のほかリハーサルも含む。
「演劇、音楽その他の芸能の公演」とは、劇場、野外劇場等の舞台と観客席

が明確に区分されている専門の施設において行う演劇、演奏、演舞、演芸であつて、その主催者が明確に定まっているものをいい、原則として料金を徴収するものに限る。よつて、町内会、学校等で開催する演芸会、学芸会などの有志によつて開催されるものは、「公演」には含まれない。

「スポーツの興行」とは、競技場、競技施設等において行われるスポーツの試合、競技会、大会等でその主催者が明確に定まっているものをいい、原則として料金を徴収するものに限る。よつて、町内会、学校等で開催される競技会、運動会など有志によつて開催されるものは「興行」には含まれない。

「博覧会その他これに類する催し」とは、博覧会、展示会、展覧会であつて、その主催者が明確に定まっているものをいう。

- (8) 規則第49条第4号及び第4号の2の「同一の消費地」とは、煙火の消費によつて信号又は鑑賞の目的を達することのできる範囲をさすものである。

2 消費全般

- (1) 消費地が2以上の都道府県又は市町村にわたる場合には、各々別に申請書を提出しなければならない。
- (2) 規則第48条第2項の「消費の方法」とは、発破にあつては、削孔長、削孔径、装薬量、同時点火数、1日の点火回数等、取扱所、火工所の位置構造等、煙火にあつては煙火置場の位置構造等、打揚花火の消費順序等をいう。
- (3) 「火薬類の種類及び数量」、「目的」、「場所」、「日時」及び「危険予防の方法」が変更になつた場合は、改めて許可申請をしなければならない。
- (4) 「種類の変更」とは広義の意味の種類変更であつて、法の定義による火薬、爆薬及び火工品（がん具煙火を除く）の3区分間の変更をいい、同一区分内の変更は該当しない。ただし、打揚煙火については、同号数間の変更は該当しないが、号数の変更は種類の変更となる。また、数量の変更とは、許可数量より増える場合をいい、減る場合は再許可を要しない。
- (5) 規則第48条第3項の「危険予防の方法」とは、消費現場に縄等を張つて作業に必要な者を近づけないこと、発破合図にサイレンを使用すること、飛散物による災害の発生のおそれがある方向で消費現場から一定の距離のところにフェンス等を張つて防護すること等の措置をとることをいう。
- (6) 規則第51条第13号の「やむを得ない場合」とは、雷雲が生じた場合、車両等が故障した場合、火災等が発生した場合等に限られる。
- (7) 規則第51条第14号の「やむを得ない場合」とは、2日以上にわたつて発破のための準備や発破を行なう場合、又は不発、残留による火薬類がその日のうちに回収できない場合等をいう。
- (8) 規則第52条第1項第2号の「やむを得ない事情」とは、地形的、地理的又は作業工程上、火薬類取扱所を設置することが困難な場合等をいう。
- (9) 規則第52条第3項第4号について、見張人を常時配置している場合であつても、扉にはできるだけ錠を設けるように努めること。
- (10) 「火薬類取扱所」とは、建物だけでなく、建物の周囲に設けられた適当な境界さくの内部を含むものである。
- (11) 「火工所」とは、周囲に設けるさくの内部にある施設及びそれらを設置した場所のみが火工所である。
- (12) 規則第52条第3項第8号の「見やすい場所」とは、建物の内部、入口、境界さく内の空地等いずれであっても差し支えない。
- (13) 規則第52条第3項第12号の「その都度」とは、火薬類の受払いごとである。
- (14) 会社の合併により火薬類の消費の許可を受けている事業者名に変更があ

った場合は、規則第 8 1 条の 1 4 の規定に基づき遅滞なく届出なければならない。

- (15) 1日に1回だけ発破を行う現場であっても、火薬類取扱所を設けている消費場所は、火薬類取扱所を経由しなければならない。
- (16) 譲受許可申請の際に「がん具煙火」に分類される「模型方ロケットに用いられる噴射推進器」を複数個使用して1つの模型ロケットを打ち上げる際の消費は、「煙火以外の消費」に該当する。

3 消費（煙火）

- (1) 規則第 5 6 条の 4 第 1 項本文で準用する規則第 5 1 条第 1 4 号の「やむを得ない場合」の解釈には、天候上の原因により煙火の消費を中止し、翌日以降に順延する場合も含まれる。
- (2) 規則第 5 6 条の 4 第 3 項第 2 号の措置は、テント等によって日光の直射及び雨露を防ぐとともに、作業が安全に行えるように地盤面が平らであるか又は作業機等を使用することに加え、火の粉等にも耐えるようなものにすることが望ましい。火の粉等に耐えるような材質（例えば木板（合板）、防災シート、鉄板）であり、かつ、火の粉等が煙火置場内に入り込まないことが確実な構造であれば、同項第 5 号の措置が講じられているものとする。
- (3) 規則第 5 6 条の 4 第 4 項第 1 号の「安全な距離」とは、垂直打ちにあつては打揚地点からの距離をいう。なお、斜め打ちは、原則認められないが、打揚方向が保安物件、観客席等でない場合はこの限りでない。その際は打揚地点と予想落下地点とを結ぶ直線から安全な距離を確保すること。予想落下地点は、公益社団法人日本煙火協会作成の算式を参考に定めるものとするが、申請者提出の科学的データに基づく資料によることができるものとする。
- (4) 規則第 5 6 条の 4 第 4 項第 2 号の「強風」とは、おおむね樹木の大枝が動く程度の風（風速 10 m 以上）をいう。また、「その他の天候上の原因」とは、強風に限らず、火災警報発令下の場合や大雨等の場合であつて、保安上支障がある場合をいい、次に掲げるもの等が該当する。
 - ア 災害、事故の防止の観点から危険のおそれがあると認めたとき。
 - イ 大雨又は落雷のおそれがあり、煙火の消費及び周囲の状況等が危険な状況になるおそれがあるとき。
 - ウ 河川の増水等により、消費場所が冠水するおそれがあるとき。
- (5) 規則第 5 6 条の 4 第 4 項第 7 号の「火の粉により点火しないよう必要な措置」とは、各打揚筒の筒口にキャップ等を取り付け、又は防災シート等により覆いをする等、火の粉等の侵入を防止する措置を講じたものである。
- (6) 規則第 5 6 条の 4 第 4 項第 8 号は、仕掛煙火の裏打ちに行われる乱玉、星、噴水又は打揚煙火の曲導のように上昇途中の発火、発煙、曳光等は含まない。

第 3 廃棄（法第 2 7 条）

火薬類の廃棄の場所、日時、数量又は方法が適当で、その廃棄に従事する者が火薬類の廃棄についての知識が十分であり、かつ、その廃棄が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないこと。

- 1 廃棄許可申請書の記載事項中、火薬類の種類及び数量、廃棄の方法、場所、日時、廃棄を指揮する者の氏名及び危険予防の方法を変更しようとするときは、改めて許可を受けなければならない。ただし、種類の変更とは広義の意味の種類変更であつて、法の定義による火薬、爆薬及び火工品（がん具煙火を除く。）の 3 区分間の変更をいい、同一区分内の変更（ダイナマイトを硝安爆薬に変更する等。）は該当しない。数量の変更についても、減る場合については改めて許可を受ける必要はない。

第4章 その他の申請

第1 許可証の書換え（法第17条第7項）

火薬類譲渡（譲受）許可証書換申請書の変更事項の欄に定められた事項についての申請であった場合は書換えを行う。なお、申請内容が、火薬類の譲渡又は譲受の許可に係る変更であると認められた場合は、新たに火薬類の譲渡又は譲受の許可申請が必要となる。

第2 許可証の再交付（法第17条第8項）

申請内容が、許可時において、当市に登録された内容と相違がないこと。

第3 保安教育計画の制定又は変更の認可（法第29条第4項及び第5項）

保安教育計画が、規則第67条の6に定める基準に適合すること。

第4 火薬類保安教育計画者の指定の取消（規則第67条の7第4項）

法第29条第4項の規定による火薬類保安教育計画者に指定された要件を欠くこと。